

# 令和7年度におけるヘイトスピーチ解消に向けた取組

令和7年11月19日（水）  
法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室



# 1 法施行月（6月）における取組

## ● 鈴木馨祐 前法務大臣によるヘイトスピーチ解消に向けたメッセージを発信

### 【令和7年5月30日（金）法務大臣閣議後記者会見概要】

（略）ヘイトスピーチの解消に向けた取組について申し上げます。

平成28年6月3日にいわゆるヘイトスピーチ解消法が施行され、間もなく9年が経過いたします。

また、毎年6月18日は、国連において「ヘイトスピーチと闘う国際デー」とされています。

法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチに対する社会的な関心が高まる毎年6月にヘイトスピーチに焦点を当てた様々な啓発活動を集中的に実施しています。

今年度は6月2日から13までの間、日比谷公園側祝田橋交差点付近の法務省の敷地内掲示板を「ヘイトスピーチ、許さない」をキャッチコピーとしたポスターで埋め尽くす取組のほか、啓発冊子の配布やインターネットバナー広告等を行ってまいります。

ヘイトスピーチを許さないという社会環境を醸成するため、報道機関の皆様方におかれましても是非周知・広報に御協力をお願い申し上げます。（略）

出典：法務省ホームページ ([https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08\\_00621.html](https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00621.html))

## ● 国民のヘイトスピーチに対する更なる理解を促すため、インターネット広告（Yahoo!ディスプレイ広告・X広告・YouTube広告）を実施

配信期間：令和7年6月2日（月）から9月7日（日）まで

（バナー広告の例）



# 1 法施行月（6月）における取組

## ● 政府広報オンライン広報誌での施策紹介

内閣府の政府広報オンラインが外国人向けの広報誌として発行している「HIGHLIGHTING JAPAN (VOL.204 JUNE 2025)」において、ヘイトスピーチをめぐる現状やヘイトスピーチ解消に向けた日本の取組などを紹介

(政府広報オンラインHP)

[https://www.gov-online.go.jp/hlj/en/june\\_2025/june\\_2025-09.html](https://www.gov-online.go.jp/hlj/en/june_2025/june_2025-09.html)



## ● 人権擁護局公式SNSを活用した情報の発信

ヘイトスピーチがあつてはならないという意識を社会に醸成するため、法務省ホームページを活用して「ヘイトスピーチ解消法施行から9年」と題するコラムを公開するとともに、人権擁護局公式SNSを活用してその情報を広く発信（6月5日投稿）

(法務省HP)

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05\\_00107.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00107.html)

## ● 東武鉄道のデジタルサイネージへのポスター画像掲出

東武鉄道の本線・東上線の池袋駅を含む75駅で、デジタルサイネージ画面を使って「ヘイトスピーチ、許さない。」のポスター画像を掲出（5月1日～8月1日掲出）



【池袋駅】

### 【#ヘイトスピーチ解消 コラム】

ヘイトスピーチ解消法施行から9年を迎えました。  
今回のテーマは、「ヘイトスピーチ解消法施行から9年」です。

ぜひ御覧ください。

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05\\_00107.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00107.html)



【人権擁護局公式SNSによる情報の発信】

### 法務省人権擁護局（Human Rights Bureau, Ministry of Justice）

16分

【ヘイトスピーチ解消法施行から9年】

9年前の平成28年6月3日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆるヘイトスピーチ解消法が施行されました。

9年前を振り返ると、特定の國人や団体の人々に対する、不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを伴う街頭宣伝活動が公然と行われることとともに、その様子が関連する団体のインターネット上のウェブサイト等で宣伝されるなど、社会の大きな話題を集め、その状況は国際社会からも懸念が示されました。そうした背景の下で成立したヘイトスピーチ解消法は、ヘイトスピーチは許されものではないという、社会全體の基本的なルールを示す上で、重要な一歩になりました。

この法律に基づき、法務省をはじめとする関係省庁や地方公共団体では、ヘイトスピーチの解消に向けた様々な取組を進めてきました。法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチは許されないものであるという認識を広めるための広報・啓発活動を積極的に展開しています。具体的には、ポスター・やリーフレット・啓発動画などを制作し、広く配布・公開しています。また、法務省の人権擁護機関に設置している相談窓口では、ヘイトスピーチの被害に遭われた方々からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行っています。

法律が制定されたから9年が経過した現在においても、ヘイトスピーチが完全に社会から消え去ったとはいません。街頭での過激なデモは減少傾向にあるものの、インターネット上では、依然として不当な差別の言動を目にすることも少なくありません。

ヘイトスピーチは、特定の國人や団体の尊厳を傷く傷つけるだけでなく、社会の分断を助長する行為です。ヘイトスピーチを根絶し、誰もが安心して暮らせる社会を実現するためには、法務省をはじめとする関係機関の不屈の努力はもちろんのこと、皆さん一人一人の意識改革が不可欠です。なぜヘイトスピーチが許されないのか、それが社会にどのような悪影響を及ぼすのかを改めて考えてみませんか。

9年という歳月は、ヘイトスピーチの解消に向けた道のりの、まだ途中にすぎません。これまでに積み重ねてきた取組を土台として、今後も、ヘイトスピーチのない、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、ともに歩んでいきましょう。

# 1 法施行月（6月）における取組

## ● 法務局における取組

全国の法務局においては、ヘイトスピーチの解消に向けた取組を計画し、法施行月（6月）はもとより、年間を通じて、人権啓発活動の取組を実施。

各法務局における取組の一部について、法務省ホームページで紹介

（法務省HP）

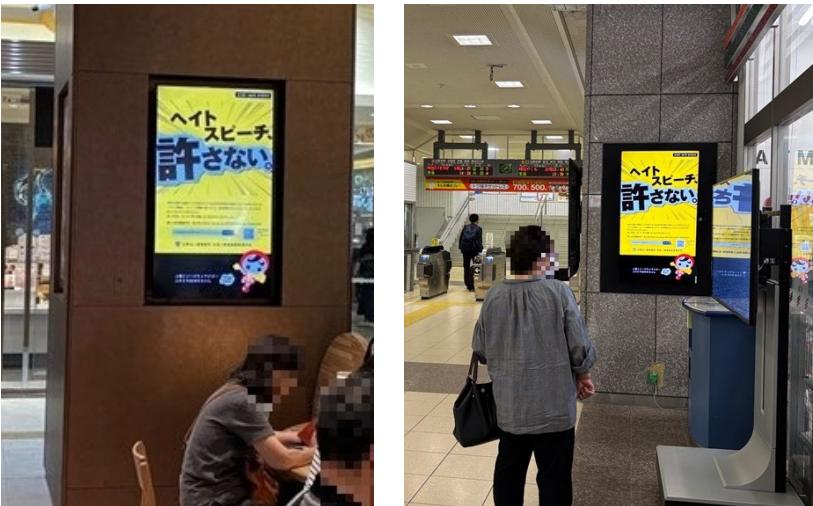
[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05\\_00111.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00111.html)

（新潟地方法務局の取組）



デンカビッグスワンスタジアムで行われたJ1・アルビレックス新潟の試合において、人権啓発ブースを設け、ポスターを掲示

（松江地方法務局の取組）



松江駅や出雲市駅のデジタルサイネージに、「ヘイトスピーチ、許さない。」のポスター画像を掲出

（福島地方法務局の取組）



福島市国際交流協会主催で開催された「結・ゆい・フェスタ」の会場内特設ブースにおいて、ポスターの掲示やリーフレットを配布

## 2 SNSを活用したヘイトスピーチ解消に関する情報の発信

- 本年8月、スポーツ大会等の場面において、インターネット上で差別的な投稿がされていることを踏まえ、不当な差別的言動は許されない旨の投稿を実施（8月19日投稿）

法務省人権擁護局 @MOJ\_JINKEN

【 #ヘイトスピーチ 許さない。】

スポーツの場面においても、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

ヘイトスピーチ、  
許さない!

STOP! HATE SPEECH

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

午後6:38 · 2025年8月19日 · 3件の表示

法務省人権擁護局

【ヘイトスピーチ、許さない。】

スポーツの場面においても、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

法務省人権擁護局

ヘイトスピーチ、  
許さない!

STOP! HATE SPEECH

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

【人権擁護局公式SNSによる情報の発信】

- 令和7年6月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」について、新たに「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が重要な人権課題として取り上げられることから、人権擁護局公式SNSを活用してその情報を広く発信（8月29日投稿）

(法務省HP)

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05\\_00110.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00110.html)

法務省人権擁護局 @MOJ\_JINKEN

【#ヘイトスピーチ解消 コラム】

今回のテーマは、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」とヘイトスピーチです。

ぜひ御覧ください。

[moj.go.jp/JINKEN/jinken05\\_00110.html](http://moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00110.html)

午後1:20 · 2025年8月29日 · 134件の表示

⋮ ポストのエンゲージメントを表示

○ ⏷ ♡ ↴ ↵

法務省人権擁護局 (Human Rights Bureau, Ministry of Justice) @MOJ\_HRBU

作成者: 藤木海志 · 1時間前

「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」とヘイトスピーチ

私たちが安心して暮らすためには、お互いの人権を尊重し合うことがとても大切です。そんな社会をつくるために、「人権教育・啓発に関する基本計画」がつくられています。この計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第7条に基づき策定されたもので、各種人権課題の解決に向け、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

令和7年6月、この計画が、23年ぶりに全面的に見直され、「第二次基本計画」として新たに閣議決定されました。改定の背景には、社会の変化や国際的な人権への関心の高まりがあります。たとえば、SNSの登場やスマートフォンの普及などを背景とするインターネット上の人権侵害の深刻化、外国人や性的マイノリティへの差別、そして企業活動における人権尊重の要請など、現代ならではの課題が増えました。こうした状況に対応するため、法務省・文部科学省が中心となって、関係府省省廳や有識者・関係団体・一般の方々からの意見を取り入れながら、新しい計画を策定しました。

この第二次基本計画の中では、新たに「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」、いわゆるヘイトスピーチが重要な人権課題として取り上げられています。第二次基本計画では、こうした言動をなくすために、人権教育や人権啓発活動を通じて「ヘイトスピーチは許されない」という意識を社会全体に広めることができます。法務省の人権擁護機関においては、第二次基本計画の主旨を踏まえ、引き続きヘイトスピーチの解消に向けた人権啓発活動にしっかりと取り組んでいます。

人権を尊重する社会は、法律や制度だけでなく、私たち一人ひとりの意識と行動によってつくられます。いろいろな人の立場や気持ちを考えること、インターネット上で人もを傷つけない言葉を選ぶこと、差別的な言葉を見聞きしたときに、「それは違う」という違和感を持ち、時には声を上げること。そんな小さな行動の積み重ねが、みんなが安心して暮らせる社会をつくる力になるのではないかでしょうか。お互いの人権を尊重する社会をみんなで作っていきましょう。

第二次基本計画についてもっと詳しく知りたい方は、こちらをご覧ください。

### 3 今後の人権啓発活動の予定

#### ● ヘイトスピーチに関するデジタル教材の制作

各地方公共団体においてヘイトスピーチの解消に向けた取組を積極的に推進することが可能となるよう、ヘイトスピーチの解消に向けた取組を既に推進している地方公共団体の取組事例等の紹介を含め、ヘイトスピーチの歴史的背景や動向等に関する知見を分かりやすく習得するための、アニメーション動画を活用したデジタル教材（動画教材）を制作

##### 【訴求対象】

地方公共団体職員

##### 【想定する活用場面】

- (1) 地方公共団体が実施する職員向け研修会、勉強会等における上映
- (2) インターネット上でのストリーミング配信
- (3) 各種イベント等における上映

##### 【構成】

- (1) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について
- (2) 日本におけるヘイトスピーチの現状について
- (3) ヘイトスピーチ解消に向けた取組について

##### 【規格等】

収録時間：10分

メディア：DVD-Video

字幕・副音声：字幕ありなし・副音声ありなしの計4パターン作成

##### 【現在制作中の動画の一部】



## ● ヘイトスピーチに関する実態調査の概要

ヘイトスピーチに関する実態調査について

法務省人権擁護局

**現 状**

- 本邦外出身者を対象としたいわゆるヘイトスピーチデモが社会問題化したことを受け、平成27年度に、デモの発生状況や推移等について実態調査を実施
- 平成28年に施行されたヘイトスピーチ解消法による取組等により、ヘイトスピーチデモが減少傾向
- ヘイトスピーチを受けた又は見聞きした場所として、「街宣活動」や「デモ」と回答した者の割合が減少した一方で、「インターネット」と回答した者の割合が増加 (R4 34.4%→R6 65.5%)
- ヘイトスピーチの対象者の国籍が多様化

調査	場所	割合
R4 調査	インターネット	34.4%
R4 調査	街宣活動	21%
R4 調査	デモ	23%
R6 調査	インターネット	65.5%
R6 調査	街宣活動	19.0%
R6 調査	デモ	18.7%

出入国在留管理庁／令和4年度・令和6年度在留外国人に対する基礎調査

**法務省の取組**

- ヘイトスピーチに焦点を当てたポスターの掲示や啓発動画の放映等、様々な人権啓発活動を実施
- 全国の法務局・地方法務局において「外国人のための人権相談所」を設け、約80の言語による人権相談に対応
- 人権侵犯の疑いのある事案を認知した場合は人権侵犯事件の調査処理を通じて被害を救済

【啓発ポスター】

**対 策**

**インターネットを含むヘイトスピーチの実態調査の実施**

令和8年度概算要求においては、以下の内容を含むヘイトスピーチに関する実態調査を実施するための経費を要求する。(要求額：71,721千円)

- ✓ インターネット上のヘイトスピーチについての情報収集
- ✓ 全国の地方自治体等が把握しているヘイトスピーチの事例等について調査
- ✓ 一般国民を対象にしたヘイトスピーチに関する意識調査

**我が国におけるヘイトスピーチの発生状況等の実態を把握し、ヘイトスピーチ解消法の施行状況を検証することにより、更なるヘイトスピーチの解消に向けた取組の検討に活用**

- ☞ ヘイトスピーチの現状を適切に把握するため、令和8年度にヘイトスピーチに関する実態調査を実施する方向で検討。
- 令和8年度予算概算要求において、当該調査に必要な経費を計上している。

【策定根拠】 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条

【目的】 国が人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ること

## 第1章 はじめに／第2章 第一次計画策定後の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向

人権をめぐる社会経済情勢の変化、国際的潮流の動向を踏まえ、各人権課題の解決に向け、施策の更なる推進を図るために、新たな基本計画を定めたもの。

### 1 人権をめぐる社会経済情勢の変化

- ①国際化(在留外国人数が増加し、日本国内全域で国際化が進展、[経済活動の国際化も進む](#))
- ②情報化(SNSの登場・スマートフォンの普及等により[情報の拡散力が増大し、インターネット上の人権侵害が深刻化](#)、被害者にも加害者にもならないための「[責任ある情報発信](#)」の観点が重要)
- ③少子高齢化(超高齢社会への対応)
- ④我が国における人権意識の変化(基本的人権についての認知度の向上、人権意識の高まり)

### 2 国際的潮流の動向

- ①人権教育のための世界計画等、 ②「[ビジネスと人権](#)」に関する国際的要請の高まり、 ③いわゆる「複合差別」の観点

## 第3章 人権教育・啓発の意義・目的

### 1 人権尊重の理念

共生社会を実現するためには、全ての人が人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められる。

### 2 人権教育の意義・目的

学校教育及び社会教育における人権教育によって、人権を尊重することの必要性、様々な課題について学び、人間尊重の精神を生活の中にいかしていくこと。

### 3 人権啓発の意義・目的

「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようにになっているか」などについて正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、態度面、行動面等において確実に根付くようにすること。

## 第4章 人権教育・啓発の基本的取り方

### 1 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権問題が複雑・多様化する傾向にある中で、人権教育・啓発の各実施主体が相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要

### 2 発達段階等を踏まえた効果的な方法

- 人権感覚を育み、様々な人権問題を自己のこととして捉える意識を広く社会に根付かせ、各人の日常生活における行動変容につなげる
- 「法の下の平等」などの人権一般の普遍的な視点からのアプローチ + 具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチ

### 3 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

- 人権教育・啓発は国民の一人一人の心の在り方に密接に関わる問題であり、押しつけにならないよう十分留意
- 被害当事者の声に真摯に向き合いつつも、特定の個人・団体等から不当な影響を受けることなく主体性や中立性を確保

## 第5章 人権教育・啓発の推進方策

### 1 人権一般の普遍的な視点からの取組

人権教育	人権啓発
<p>●学校教育</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○人権教育に取り組みやすい環境の整備・指導方法の改善のための情報収集や調査研究の実施、アーカイブを活用して成果を学校等へ提供</li><li>○人権に配慮した学習指導、生徒指導、進路指導等や学校運営</li><li>○社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実</li><li>○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の推進</li><li>○教職員の資質向上 など</li></ul> <p>●社会教育</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○人権感覚が身に付くような家庭教育に関する保護者の学習機会の充実や情報の提供等</li><li>○社会教育施設を中心に、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実、様々な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実</li><li>○社会教育における指導体制の充実</li></ul>	<p>●内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○人権に関する基本的な知識の習得 ⇒ 憲法等の国内法令や人権関係諸条約の周知等</li><li>○権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権啓発 ⇒ 自己と異なる他者を認め、互いの幸福のためにどうすべきか考える態度につながる</li></ul> <p>●方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○対象者の発達段階に応じた啓発</li><li>○具体的な事例を活用した啓発 ⇒ 実際に人権侵害の被害を受けた当事者の迫真性のある言葉を積極的に取り入れることが望ましい</li><li>○参加型・体験型の啓発 ⇒ 人権課題を自己のことと捉える意識を醸成</li></ul>
<p>2 各人権課題に対する取組(後述)</p> <p>3 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●検察職員、矯正施設職員、更生保護官署関係職員、出入国在留管理庁職員、教師・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、その他全ての公務員に対する研修等における人権教育・啓発の充実</li><li>●議会関係者や裁判所職員、マスメディア関係者等…行政府としての役割を踏まえつつ、情報の提供や講師の紹介等可能な限り協力</li><li>●「ビジネスと人権」の取組に関し、企業の幹部等に対する人権研修が広く行われるよう支援</li></ul> <p>4 総合的かつ効果的な推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●実施主体の強化及び周知度の向上…人権擁護委員(約14,000名)の活用、積極的な広報活動</li><li>●実施主体間の連携…国・地方公共団体の連携、人権教育・啓発の具体的な実施主体間の連携 ●担当者の育成…研修プログラム、研修教材の充実等</li><li>●文献・資料等の整備・充実 ●内容・手法に関する調査・研究 ●(公財)人権教育啓発推進センターの充実 ●マスメディアの活用等</li><li>●インターネット等IT関連技術の活用</li></ul>	

## 第6章 計画の推進

1 推進体制：「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」等の連携のための場を有効に活用

2 地方公共団体等との連携・協力：地方公共団体、公益法人、民間団体、企業等の取組や意見にも配慮

3 計画のフォローアップ及び見直し：

- ・人権教育・啓発に関する国会への年次報告(白書)の作成・公表等による施策の実施状況の点検、フォローアップ
- ・「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」において施策の推進方針や推進体制等について不断の検討

### ●課題横断的な人権課題に対する取組(インターネット上の人権侵害)…個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連【位置付けを整理】

- ・春の卒業・進学・進級の時期に重点を置いたスマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施
- ・インターネット上の誹謗中傷等の被害者にも加害者にもならないために、情報発信時の注意事項等について広報・啓発を実施
- ・あらゆる世代に対し、インターネットリテラシーの向上を図るため啓発活動を推進
- ・学校において、「情報モラル」を育成するための指導を実施 など

### ●各人権課題に対する取組

#### ア 女性

- ・政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するための取組
- ・配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けた意識啓発
- ・女子差別撤廃条約関連文書等の内容の周知
- ・女性に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動
- ・学校等の教育機関における男女平等の重要性等に関する指導の充実
- ・職場におけるセクシュアルハラスメント等防止のための周知・広報
- ・人身取引の被害防止に関する広報・啓発 など

#### イ こども

- ・児童虐待等について、児童相談所、学校、警察等が連携した取組を推進
- ・こども基本法等の内容を発信、こども・若者が権利主体である旨を周知
- ・こどもの人権への理解を深めるための啓発を推進
- ・「生命(いのち)の安全教育」の普及展開
- ・教職員について、研修等を通じ人権尊重意識を高めるなど資質を向上
- ・人身取引の被害防止に関する広報・啓発 など

#### ウ 高齢者

- ・高齢期の社会参加活動に関する広報・啓発
- ・高齢者的人権への理解を深めるための啓発
- ・高齢者虐待防止のための取組
- ・認知症や認知症の人に関する理解を深めるための教育、本人発信を含めた運動の展開 など

#### エ 障害者

- ・障害者差別解消法等の意義や趣旨等の広報・啓発
- ・合理的配慮の提供の徹底等について必要な取組
- ・旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育・啓発
- ・障害当事者の参画を得つつ、障害者的人権への理解を深める啓発
- ・インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組
- ・障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
- ・障害者虐待の防止・権利擁護に関して各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等の実施 など

#### オ 部落差別(同和問題)

- ・部落差別(同和問題)解消の必要性に対する理解を深めるための啓発を推進
- ・地方公共団体への必要な情報の提供、指導及び助言の実施
- ・「えせ同和行為」の排除に向けた啓発等の取組を推進
- ・公正な選考採用システムの確立を図るための取組を推進
- ・住民交流の拠点である隣保館における啓発の推進
- ・不動産業界に対する教育・啓発の一層の推進 など

#### カ アイヌの人々

- ・アイヌ施策推進法に基づくアイヌ施策の総合的な推進
- ・アイヌの人々に対する理解を深めるための啓発を推進
- ・アイヌの伝統・文化に関する知識の普及・啓発を図るための施策の推進
- ・生活館におけるアイヌの人々のための生活相談や啓発等の推進 など

### キ 外国人

- ・外国人の人権への理解を深めるための啓発を推進
- ・外国人との共生社会の実現に向けた啓発、情報発信等の実施
- ・適切な外国人雇用に関する啓発活動を推進
- ・異文化を尊重する態度等を育成するための教育の充実
- ・人身取引の被害防止に関する広報・啓発 など

### ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動

#### 【新規に追加】

特に2010年代に入り、特定の民族や地域的出身等の属性を理由に地域社会から排斥する差別的言動が社会問題化し、平成28年6月にいわゆるヘイトスピーチ解消法が成立し、施行された。

政府及び地方公共団体の取組等もあり、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する市民グループの街頭デモ等の件数については減少傾向。もっとも一部地域では継続している。

インターネット上のヘイトスピーチ、選挙運動等におけるヘイトスピーチも問題となっており、ヘイトスピーチが多様化している。

- ・ヘイトスピーチはあってはならないという理解を促進するための啓発の推進
- ・人権教育に当たっては、先進的な取組を実施する地域・指定校の指定などによる実践的な研究などや、教員・社会教育担当者等への各種研修などを通じた周知 など

### ケ 感染症の患者等

- ・HIV感染症及び感染者等への理解を深めるための啓発、エイズ教育の推進
- ・肝炎及びその感染者等への理解を深めるための啓発、副読本の配布・周知
- ・新型インフルエンザ等の感染症の感染者等に対する偏見・差別等は許されるものでなく、感染症対策の妨げになること等について啓発 など

### コ ハンセン病患者・元患者及びその家族 【独立の項目として整理】

- ・ハンセン病問題に関する理解を深め、自分のこととして捉えられるような啓発の推進
- ・かつて国が採った強制隔離政策が誤りであったことを認め、関係省庁が連携・協力して人権教育・啓発を推進
- ・教員や学生等のハンセン病問題に関する理解増進を図るため、地域や学校、各大学における取組を推進
- ・国民の意識調査の継続した実施を検討、意識調査の結果等を踏まえた偏見・差別の解消のための施策の推進 など

### サ 刑を終えて出所した人及びその家族

- ・犯罪を犯した者等の再犯の防止等について、国民の関心と理解を深めるための事業を推進 など

### シ 犯罪被害者及びその家族

- ・「命の大切さを学ぶ教室」の開催、様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報・啓発を実施 など

### ス 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

- ・拉致問題等について、国民の関心と認識を深めるための広報・啓発の実施 など

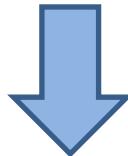
### セ 性的マイノリティの人々

#### 【新規に追加】

- 令和5年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が成立した。
- ・理解増進法の趣旨等について、広報活動等を通じた知識の着実な普及
  - ・教職員向けの啓発資料や支援事例の提供等の取組を推進
  - ・公正な選考採用システムの確立を図るための取組を推進 など

# インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の処理について

## 人権相談等



人権相談  
※2万2215件

窓口相談



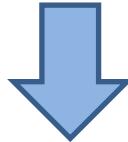
電話相談



インターネット相談



## 人権侵犯事件として立件



人権侵犯事件  
※処理:5164件

## プロバイダ等への削除依頼等の 具体的方法に関する助言等

※援助:2270件

相談者ご自身で削除依頼をすることが困難である場合 又は 相談者ご自身で削除依頼をしたが応じてもらえなかった場合

## 法務局において、当該情報の違法性を判断した上で、 プロバイダ等への削除要請を検討



## 削除要請を実施

※要請:1610件 (a)



## 削除要請を実施しない

※侵犯事実不明確:880件

⇒ 削除:1028件 (b)【63.85% (b/a)】

※対象期間は、令和4年1月から令和6年12月まで。

人権侵犯事件の処理については、記載の要請等のほか、打切り(調査中に対象情報が削除され、申告が取り下げられる)等により終了する場合がある。

省庁・地方公共団体名：警察庁

議題● 国によるヘイトスピーチの解消に向けた取組等について

警察庁では、平成28年に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律を踏まえ、引き続き、右派系市民グループの活動における違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じ、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処するとともに、警察職員に対する必要な教育を推進している。



総務省

# 「特定電気通信による情報の流通によって発生する 権利侵害等への対処に関する法律」 (情報流通プラットフォーム対処法) の概要

---

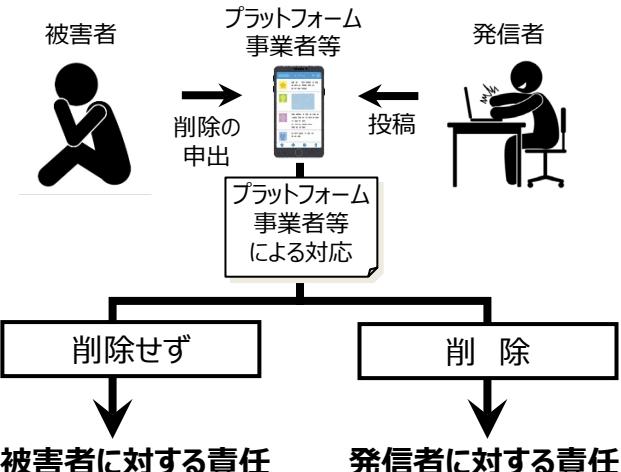
令和 7 年 1 月  
總務省

# 情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号））

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、「被害者救済」と発信者の表現の自由という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようにするための法制度を整備するもの。

## ①プラットフォーム事業者等の免責要件の明確化



### 第3条第1項

- ①権利が侵害されているのを知っていたとき  
又は
- ②これを知りえたと認め  
るに足る相当の  
理由があるとき  
**以外は免責**

### 第3条第2項

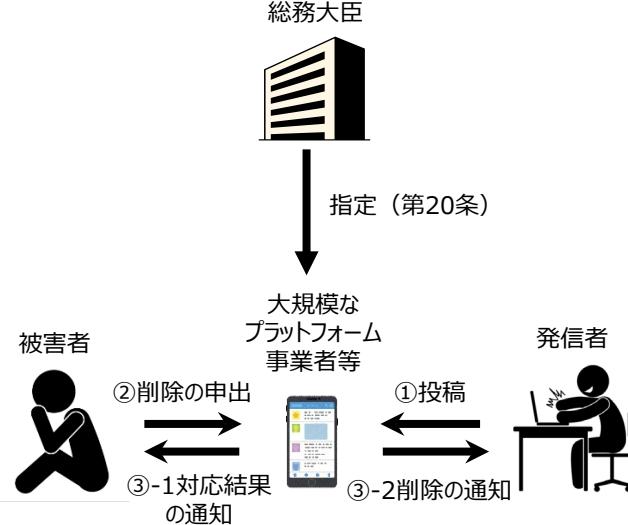
- ①権利が不当に侵害され  
ていると信じるに足る  
相当の理由があるとき  
又は
- ②発信者に削除に同意す  
るか照会したが7日  
以内に反論がないとき  
**は免責**

## ②発信者情報の開示



- 権利侵害情報の発信者を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、  
発信者情報開示請求権を規定（第5条）
- 元来2回の手続を要する発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする裁判手続（非訟事件手続）を規定（第8条～）

## ③大規模なプラットフォーム事業者等の義務



### 削除対応の迅速化

- 削除申出窓口の整備・公表（第22条）
- 削除申出への対応体制の整備（第24条）
- 削除申出に対する判断・通知（第25条）

### 運用状況の透明化

- 削除基準の策定・公表（第26条）
- 削除した場合、発信者への通知（第27条）
- 運用状況の公表（第28条）

# 令和6年 プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律（概要）

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、

①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づける法改正を実施済み（令和6年5月）。

## 改正内容

大規模プラットフォーム事業者<sup>※1</sup>に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれがある一定規模以上等の者。

### ① 対応の迅速化（権利侵害情報）

- 削除申出窓口・手続の整備・公表
- 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

### ② 運用状況の透明化

- 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、法律<sup>※2</sup> の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律  
(プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定)

- ・ 情報流通プラットフォーム対処法の施行に当たり、下記省令・ガイドラインを策定（令和7年3月11日公表）。

## ① 省令

- ・ 「大規模特定電気通信役務提供者」の指定要件（平均月間発信者数1000万人 等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知までの「一定期間」の明確化（7日間）
- ・ 運用状況の公表に当たっての具体的な公表項目
  - 権利侵害情報の削除申出に対して一定期間内に削除する旨の通知をした件数、削除しない旨及びその理由の通知をした件数
  - 利用者や公的機関からの通報等を受けて削除した件数及び削除しなかった件数
  - AIを用いた削除件数・アカウント停止件数
  - 日本語を理解するコンテンツモデレーターの数、人的・技術的体制についての説明等を規定。

## ② 法律の解釈を示したガイドライン

「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」の解釈、「侵害情報調査専門員」の具体的な要件等を記載。

## ③ 違法情報ガイドライン

どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化。また、大規模特定電気通信役務提供者が「送信防止措置の実施に関する基準」を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示。

## **International Day for Countering Hate Speech, 18 June (/en/observances/countering-hate-speech)**

### **Secretary-General's message for 2025**

Hate speech is poison in the well of society. It has paved the way for violence and atrocity during the darkest chapters of human history. Ethnic and religious minorities often bear the brunt - facing discrimination, exclusion and harm.

Today, as this year's theme reminds us, hate speech travels faster and farther than ever, amplified by Artificial Intelligence. Biased algorithms and digital platforms are spreading toxic content and creating new spaces for harassment and abuse.

The Global Digital Compact, adopted at the Summit of the Future, offers a path forward: calling for stronger international cooperation to tackle hate online, rooted in human rights and international law.

To drown out the voices of hate, we need partnerships at every level: among governments, civil society, private companies and religious and community leaders. We need to counter toxic narratives with positive messaging and empower people to recognize, reject and stand up to hate speech. The United Nations Strategy and Plan of Action on Hate Speech guides the way.

The Global Principles for Information Integrity that I launched last year are also supporting and informing these efforts, as we push for a safer and more humane information ecosystem.

As we mark this day, let us commit to using Artificial Intelligence, not as a tool of hate, but as a force for good. Let us stand united in the pursuit of peace, mutual respect, and understanding for all.



“ Today, as this year's theme reminds us, hate speech travels faster and farther than ever, amplified by Artificial Intelligence. Biased algorithms and digital platforms are spreading toxic content and creating new spaces for harassment and abuse.

— António Guterres

(<https://www.addtoany.com/share>)

**Statement of the LGBTI Core Group**  
**on High Level Event on the International Day for Countering Hate Speech**

June 16, 2025

Chairperson,

I have the honor to deliver this statement on behalf of the Member States of the UN LGBTI Core Group,[1] an informal cross-regional group established in 2008.

At the outset, the LGBTI Core Group would like to thank the Permanent Mission of Morocco to the United Nations and the United Nations Office on Genocide Prevention and the Responsibility to Protect for co-organizing this High-Level side event to mark the Fourth International Day on Countering Hate Speech.

Chairperson,

According to the United Nations Strategy and Plan of Action, hate speech is understood as any kind of communication in speech, writing or behavior, that attacks or uses pejorative or discriminatory language with reference to a person or a group on the basis of who they are, in other words, based on their religion, ethnicity, nationality, race, colour, descent, gender or other identity factor.

As our overarching goal is to work within the United Nations framework to ensure universal respect for the human rights and fundamental freedoms for all, specifically lesbian, gay, bisexual, transgender and intersex persons, with a particular focus on protection from violence and discrimination, the LGBTI Core Group wants to break the silence surrounding the suffering faced by LGBTI persons and to draw attention to the harsh reality they often face. Because of their real

or perceived sexual orientation, gender identity or gender expression or sex characteristic, LGBTI persons are frequently victims of hate speech.

Hate speech causes tremendous harm to LGBTI persons, affecting their civil and political rights, as well as economic, social and cultural rights. Likewise, fear and intimidation resulting from it may prevent them from fully participating in their societies. Hate speech can also cause LGBTI persons to be often more exposed to additional stigma, multiple and intersecting forms of discrimination and violence; and ultimately can lead to hate crimes against them.

Chairperson,

Hate speech keeps rising and it is spreading globally. Often triggered by misinformation and disinformation, hate speech in all its forms and manifestations is proliferating, particularly in the digital context where its scale and impact has grown due to the use of communications technologies, including artificial intelligence (AI).

In the digital context, hate speech can take the form of images and videos, several of which created using AI, as well as hashtags that are widely spread online to attack and harass LGBTI persons. Cyberbullying is particularly dangerous for LGBTI youth with social media at times amplifying hate and dragging them into isolation, depression, and suicidal thoughts.

Chairperson,

We all are aware that hate speech has disastrous impacts on our societies, including exacerbated violence, exclusion, discrimination, and deepening inequalities. As a perverse social problem, we need a whole-of-society approach to address hate speech.

Without the real, effective and meaningful participation and partnership between Governments, UN system and agencies, regional organizations, civil society organizations, academia, private

sector – in particular tech and social media companies – hate speech and its drivers and roots causes will not be prevented and ended. Likewise, we all – the people – must also do our utmost efforts to combat hate speech by promoting respect for diversity and inclusivity.

Governments must work to create a safe and secure online space for all users by defining and adopting common standards, guidelines and industry actions that are in compliance with international law, while digital technology companies must increase their accountability and transparency. (Adapted, P31(a), P32(b), Global Digital Compact)

In this sense, the LGBTI Core Group calls upon all actors to work in partnerships to scale up their policies and actions to address and counter hate speech, both online and offline, while making sure that they also consider the unique needs and perspectives of LGBTI persons.

The Group firmly believes that by doing so, we will truly achieve our goal to ensure universal respect for the human rights and fundamental freedoms for all, without distinction of any kind.

I thank you.

[1] The group is co-chaired by Chile and the Kingdom of the Netherlands, and includes Albania, Australia, Belgium, Bolivia, Brazil, Cabo Verde, Canada, Colombia, Costa Rica, Croatia, Denmark, Dominican Republic, Ecuador, Finland, France, Germany, Honduras, Iceland, Ireland, Israel, Italy, Japan, Luxembourg, Malta, Montenegro, Mexico, Nepal, New Zealand, North Macedonia, Norway, Peru, Portugal, South Africa, Spain, Sweden, Timor Leste, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, Uruguay, the European Union, as well as the Office of the UN High Commissioner for Human Rights, and the non-governmental organizations Human Rights Watch and Outright International.

# ヘイトスピーチ解消に向けた文部科学省の取組

## 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）

同法は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等（第6条関係）について規定。（教育の充実等）

**第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施**するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### 具体的な取組内容

#### （1）「人権教育研究推進事業」の実施

外国人に関するものを含む個別的な人権課題について、人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究を行うとともに、令和7年3月に開設したウェブサイト「人権教育アーカイブ」において、研究成果を含む、人権教育に資する資料等を収集・集約・発信し、地域や学校における取組を推進。

#### （2）各種会議や研修の場等における行政説明等による周知

- ・都道府県、指定都市教育委員会の人権教育担当者を対象とした「人権教育担当指導主事連絡協議会」
  - ・各地域において人権教育を組織的に推進する指導者を対象とした「人権教育推進研修」
  - ・社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成講習
- 等、都道府県教育委員会の担当者や教員等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じてヘイトスピーチ解消法の趣旨や不当な差別的言動を解消するための教育活動等について説明。